

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人上越教育大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される報酬のうち、期末特別手当(賞与)については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、その者の勤務業績及び貢献度を考慮の上、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・平成24年4月から俸給月額を約0.5%引き下げ
- ・平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号。以下「特例法」という。)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年7月から次の措置を講ずることとした。
 - ・俸給月額、地域手当、広域異動手当については9.77%を減じて支給
 - ・期末特別手当については6.77%を減じて支給
- ・平成25年3月報酬支給時に、俸給月額から減額される1ヶ月相当額を特例一時金として支給

理事

- ・平成24年4月から俸給月額を約0.5%引き下げ
- ・平成24年2月に成立した特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年7月から次の措置を講ずることとした。
 - ・俸給月額、地域手当、広域異動手当については9.77%を減じて支給
 - ・期末特別手当については6.77%を減じて支給
- ・平成25年3月報酬支給時に、俸給月額から減額される1ヶ月相当額を特例一時金として支給

理事(非常勤)

- ・平成24年2月に成立した特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年7月から次の措置を講ずることとした。
 - ・非常勤役員手当については9.77%を減じて支給
- ・平成25年3月報酬支給時に、非常勤役員手当から減額される1ヶ月相当額を特例一時金として支給

監事

該当者なし

監事(非常勤)

- ・平成24年2月に成立した特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年7月から次の措置を講ずることとした。
 - ・非常勤役員手当については9.77%を減じて支給
- ・平成25年3月報酬支給時に、非常勤役員手当から減額される1ヶ月相当額を特例一時金として支給

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,149	千円 10,942	千円 4,059	千円 51 (寒冷地手当) 96 (特例一時金)		3月31日	
A理事	千円 11,193	千円 8,006	千円 2,970	千円 57 (通勤手当) 89 (寒冷地手当) 70 (特例一時金)		3月31日	
B理事	千円 10,592	千円 7,183	千円 2,731	千円 215 (広域異動手当) 348 (単身赴任手当) 51 (寒冷地手当) 63 (特例一時金)		3月30日	◇
C理事 (非常勤)	千円 841	千円 834	千円	千円 7 (特例一時金)		3月31日	
A監事 (非常勤)	千円 841	千円 834	千円	千円 7 (特例一時金)	4月1日		※
B監事 (非常勤)	千円 841	千円 834	千円	千円 7 (特例一時金)	4月1日		

注1: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2: 前職欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等の役員となるために退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等の役員として在職する者)であることを示し、「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国の同種の職員と同水準とする等、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金を踏まえ、国家公務員の給与水準等を考慮して決定することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人材評価の評価結果や勤務成績等を考慮して昇格及び昇給を実施し、また、勤勉手当の成績率を決定することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額(昇格)	勤務成績が良好で昇格基準に達している場合、従事する職務に応じ、かつ総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。
俸給月額(昇給)	昇給区分C(4号俸)を標準として、勤務成績に応じてA(8号俸)からE(0号俸)の昇給区分で昇給させることができる。 注1: 特定職員の標準である昇給区分Cは3号俸。 注2: 昇給抑制年齢職員の標準である昇給区分Cは2号俸とし、A(4号俸)からE(0号俸)の昇給区分。
賞与: 勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて、支給割合(成績率)を決定する。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ・平成24年4月から俸給月額を引き下げ
- ・平成24年4月から教育職(一)5級に適用される俸給の調整額を引き下げ
- ・平成25年3月給与支給時に、俸給月額から減額される1ヶ月相当額を特例一時金として支給
- ・平成24年4月1日において36歳未満の職員のうち、調整の必要がある者について、これまで抑制してきた昇給を最大2号俸回復
- ・平成24年2月に成立した特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、次の措置を講ずることとした。
(職員について)
 - ・実施期間: 平成24年7月～平成26年3月
 - ・俸給表関係の措置の内容: (在職俸給表のみ記載)
 - ・俸給月額から9.77%を減じて支給する職務の級等: 一般職(一)7級以上、教育職(一)5級以上、特任(一)5級
 - ・俸給月額から7.77%を減じて支給する職務の級等: 一般職(一)3～6級、教育職(一)3～4級(特任教員を除く。)、特任(二)3～6号俸
 - ・俸給月額から4.77%を減じて支給する職務の級等: 一般職(一)2級以下、一般職(二)3級以下、教育職(一)3～4級(特任教員)、教育職(一)2級以下、教育職(二)特2級以上、再雇用規程適用職員
 - ・俸給月額から1.77%を減じて支給する職務の級等: 教育職(二)2級以下
 - ・諸手当関係の措置の内容:
 - ・当該職員の減額率を減じて支給する手当: 地域手当(俸給月額に対する部分)、広域異動手当(俸給月額に対する部分)、教職調整額

- ・10%を減じて支給する手当:管理職手当、地域手当(管理職手当に対する部分)、広域異動手当(管理職手当に対する部分)
 - ・6.77%を減じて支給する手当:期末手当、勤勉手当
 - ・国と異なる措置の概要:
 - ・教育職(一)適用の特任教員及び教育職(二)適用職員の減額率を3ポイント引き下げ
 - ・教職調整額を減額措置の対象
 - ・期末手当及び勤勉手当の減額率を3ポイント引き下げ
- (役員について)
- ・実施期間:平成24年7月～平成26年3月
 - ・俸給表関係の措置の内容:俸給月額から9.77%を減じて支給
 - ・諸手当関係の措置の内容:
 - ・9.77%を減じて支給する手当:地域手当、広域異動手当、非常勤役員手当
 - ・6.77%を減じて支給する手当:期末特別手当
 - ・国と異なる措置の概要:
 - ・期末特別手当の減額率を3ポイント引き下げ

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

注1: 「常勤職員」の区分には、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」は含まない。

注2: 「在外職員」及び「任期付職員」の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3: 人員が2人以下の区分及び職種については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	254	47.9	6,892	5,109	45	1,783
事務・技術	75	46.0	5,477	4,093	50	1,384
教育職種 (大学教員)	139	50.3	7,700	5,653	43	2,047
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属義務教育学校教員)	33	41.7	6,670	5,097	38	1,573
特任教員 (人事交流教員)	6	49.7	7,458	5,525	85	1,933

注1: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手である。

注2: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3: 「特任教員(人事交流教員)」とは、都道府県教育委員会等との人事交流による大学教員である。

注4: 「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」の職種については、該当者がいないため欄を省略した。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	1					
特任教員 (退職教員等)	1					

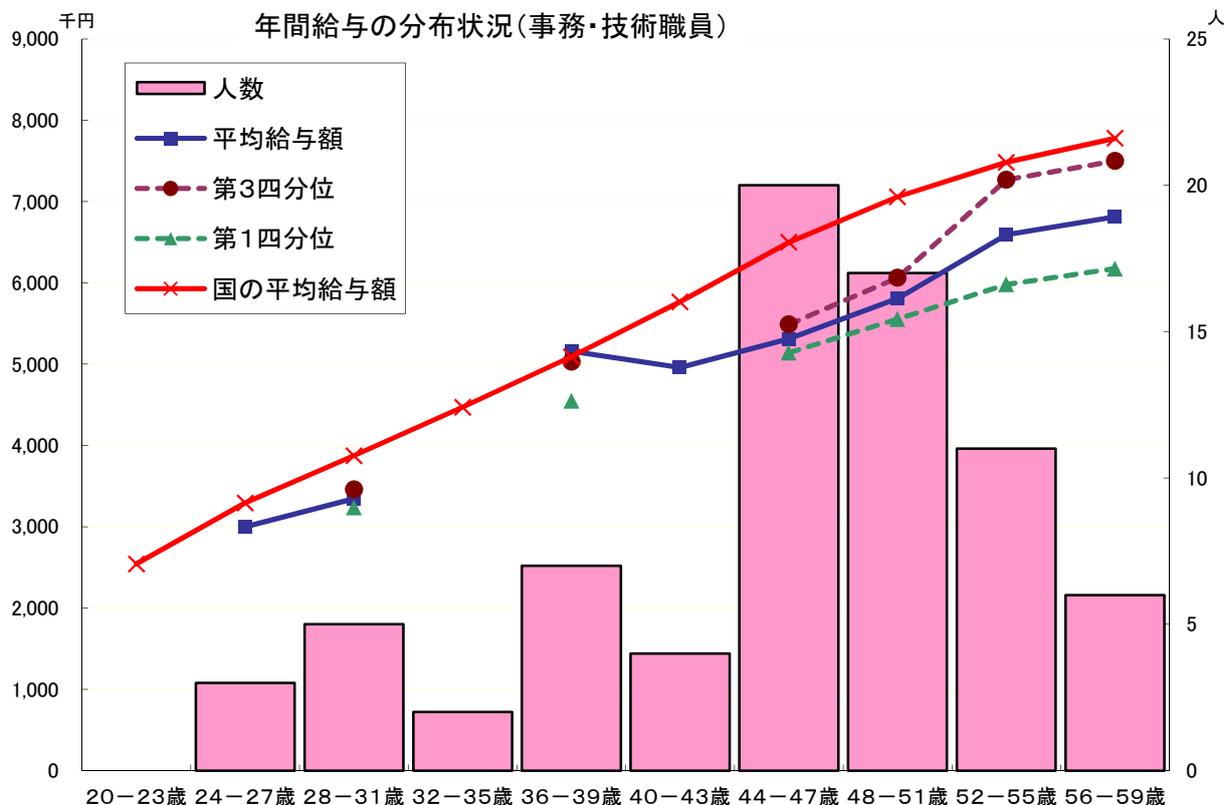
注1: 「事務・技術」、「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」の職種については、該当者がいないため欄を省略した。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	6	43.2	2,272	1,736	33	536
事務・技術	4	41.3	2,149	1,645	40	504
技能・労務職種	1					
その他医療職種 (医療技術職員)	1					

注1: 「技能・労務職種」とは、用務員である。

注2: 「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」の職種については、該当者がいないため欄を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 年齢「24～27歳」、「32～35歳」及び「40～43歳」の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注3: 年齢「32～35歳」の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間平均給与額については表示していない。

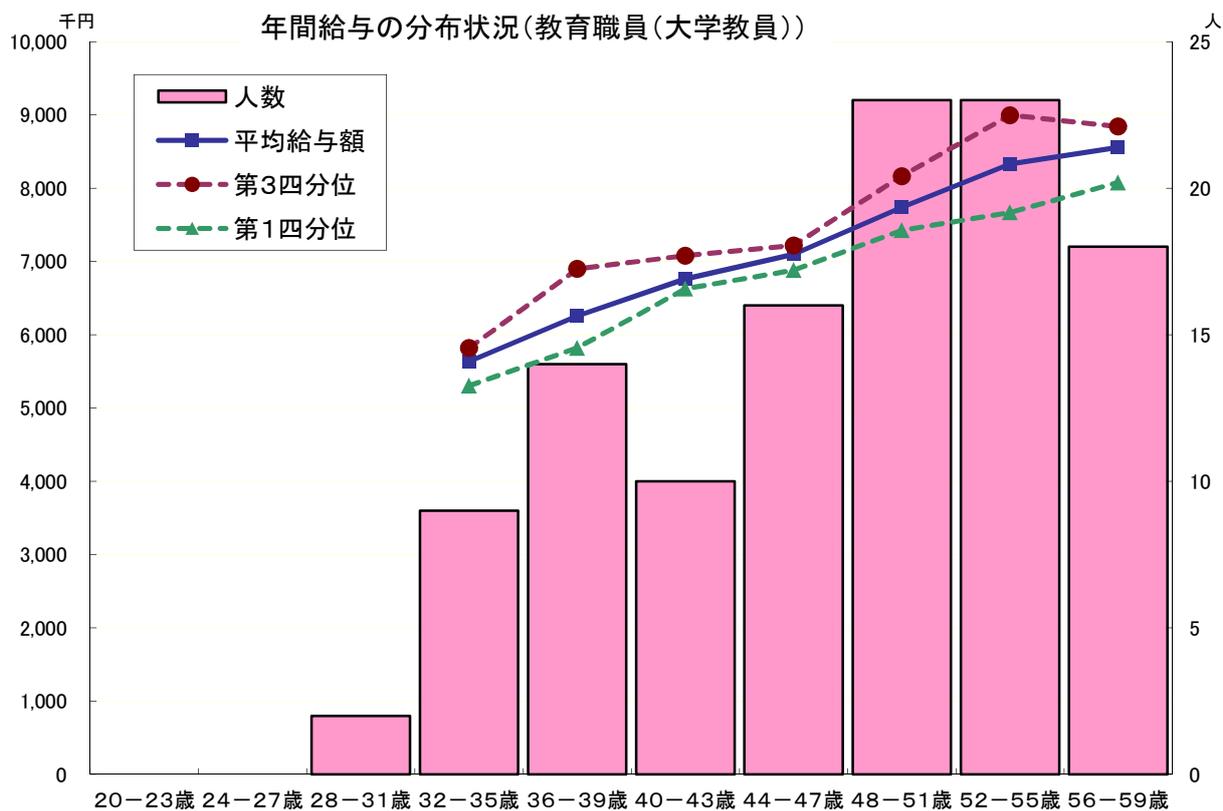
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
・部長	1		—		—
・課長	7	53.2	7,244	7,597	7,943
・副課長	8	51.0	5,848	6,121	6,281
・主査	37	49.1	5,238	5,601	5,870
・主任	11	41.9	4,612	4,800	5,148
・スタッフ	11	30.4	3,043	3,366	3,596

注1: 部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間平均給与額は表示していない。

注2: 本法人は係制でないため、係長相当職である「主査」を代表的職位として掲げた。

注3: 本法人は係制でないため、係員相当職である「スタッフ」を代表的職位として掲げた。



注1: 年齢「28～31歳」の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間平均給与額については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
・教授	65	56.9	8,083	8,995
・准教授	55	46.3	6,709	7,599
・講師	17	40.1	5,611	6,656
・助教	2	-	-	-

注1: 助教の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間平均給与額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		スタッフ	主任 スタッフ	主査 主任	副課長 主査	課長 副課長
人員 (割合)	75 人	4 人 (5.3%)	7 人 (9.3%)	32 人 (42.7%)	21 人 (28.0%)	5 人 (6.7%)
年齢(最高 ～最低)		29～24 歳	39～29 歳	50～38 歳	59～47 歳	53～39 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,492～2,229 千円	3,177～2,335 千円	4,347～3,136 千円	4,775～4,028 千円	6,537～4,264 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,238～2,932 千円	4,186～3,063 千円	5,807～4,207 千円	6,397～5,417 千円	8,465～5,890 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	事務局長 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		5 人 (6.7%)	1 人 (1.3%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		59～52 歳				
所定内給 与年額(最高 ～最低)		5,980～5,474 千円				
年間給与 額(最高～ 最低)		7,943～7,244 千円				

注：7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	139 人	0 人 (0.0%)	2 人 (1.4%)	17 人 (12.2%)	55 人 (39.6%)	65 人 (46.8%)
年齢(最高 ～最低)				52～31 歳	64～33 歳	64～46 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)				5,338～3,880 千円	6,058～3,917 千円	7,891～5,269 千円
年間給与 額(最高～ 最低)				7,216～5,255 千円	8,197～5,304 千円	10,693～7,275 千円

注：2級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.0	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 33.0	% 34.2
	最高～最低	% 41.0～32.7	% 38.2～29.7	% 36.4～32.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 67.0	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.0	% 34.4
	最高～最低	% 41.7～32.3	% 38.9～29.8	% 38.9～31.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 67.1	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 32.9	% 34.7
	最高～最低	% 41.2～33.6	% 38.5～31.0	% 39.8～32.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.1	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 32.9	% 34.1
	最高～最低	% 41.7～32.9	% 38.9～27.4	% 40.0～30.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

85.6

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

95.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

91.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 85.6	
	参考	地域勘案 93.7
		学歴勘案 86.9
		地域・学歴勘案 93.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 74.3% (国からの財政支出額 3,422,000千円、支出予算の総額 4,605,000千円:平成24年度予算) 【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えているが、「対国家公務員指数」は100未滿であり、平成23年度決算における累積欠損額もないことから給与水準は適正であると考え。	
講ずる措置	今後も適正な給与水準を維持していく。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.3

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,146,833	2,256,570	△ 109,737 (△ 4.9)	△ 113,160 (△ 5.0)
退職手当支給額 (B)	159,114	182,750	△ 23,636 (△ 12.9)	59,068 (59.0)
非常勤役職員等給与 (C)	144,630	152,011	△ 7,381 (△ 4.9)	11,550 (8.7)
福利厚生費 (D)	300,121	307,919	△ 7,798 (△ 2.5)	9,633 (3.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	2,750,698	2,899,250	△ 148,552 (△ 5.1)	△ 32,909 (△ 1.2)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

○比較増△減について

- ① 「給与、報酬等支給総額(A)」の増減の要因 (対前年度比 △109,737千円)
 - ・特例法を参考に報酬及び俸給月額を減額
 - ・退職者等の不補充による支給人員の減
 - ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、当法人が講じた給与減額支給措置に関する金額:(役員報酬)△2,213千円、(教育職種の職員給与)△71,682千円、(教育職種以外の職員給与)△24,576千円
- ② 「退職手当支給額(B)」の増減の要因 (対前年度比 △23,636千円)
 - ・支給人員の減
 - ・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定。以下「退職手当閣議決定」という。)に基づき当法人が講じた措置に関する金額:(総額)△8,260千円
- ③ 「非常勤役職員等給与(C)」の増減の要因 (対前年度比 △7,381千円)
 - ・年度途中退職等による支給人員の減
 - ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、当法人が講じた給与減額支給措置に関する金額:(役員報酬)△175千円、(職員給与)△115千円
 - ・退職手当閣議決定に基づき当法人が講じた措置に関する金額:(職員退職手当)△5千円
- ④ 「福利厚生費(D)」の増減の要因 (対前年度比 △7,798千円)
 - ・標準報酬の見直しに伴う法定福利費の減

Ⅳ 法人が必要と認める事項

○退職手当閣議決定に基づき、平成25年1月から次の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、支給水準を引下げた。

役員に関する講じた措置の概要:現行規定で計算された額に87%(※)を乗じて支給。

職員に関する講じた措置の概要:現行規定で計算された額に87%(※)を乗じて支給。

(※)平成25年1月1日から平成25年9月30日までは98%、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは92%。